

国民健康保険事業に関する市単独事業の影響について

市民交流部

国民健康保険課

国民健康保険（以下「国保」という。）事業において、国は、未就学児までを対象とする医療費助成以外の市単独による医療費助成によって、受診が増え医療費の増大を招くとし、国庫支出金・普通調整交付金について、減額する措置を講じています。

平成 29 年度（2017 年度）までは、国保事業は市単独で行っていたため、国庫支出金、普通調整交付金の減額が国保事業に直接反映され、一般会計からその減額相当額として、平成 29 年度（2017 年度）決算では、約 2 億 6,427 万円の繰入金措置がされていました。

しかし、平成 30 年度（2018 年度）以降、国保事業の広域化が図られた結果、県が県下の国保財政を統括することになり、被保険者の受診により生じた保険給付費は、県が負担し、県下の市町は、保険税（料）を被保険者から徴収し、県に対して国保事業納付金として負担する形となっています。そのため、国庫支出金、普通調整交付金については、広域化される前のように直接各市町に入ることなく、国から県に直接措置され国保事業の財源の一部となっています。

兵庫県に確認したところ、「国庫支出金等については、県全体の総額で国保事業の財源の一部となっている。各市町における市単独事業で減額分が生じていても、県としては国保事業納付金については、県全体の保険給付費等の必要額を算定し、各市町に負担してもらう形なので、各市町の国庫補助金等の減額分が、各市町の国保事業納付金にどのように反映されているかは、把握していない。」とのことで、本市の影響額は分かりません。